

～野外焼却（野焼き）の禁止について～

全国的に野焼きなどの焼却行為により林野火災が発生しております。廃棄物を野外で燃やす行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 16 条の 2」により、原則禁止されています。また、煙の悪臭等により、近隣住民とのトラブルの原因や家庭ゴミを焼却するとダイオキシン類など有害物質を発生させるなど人体に悪影響を及ぼしたりもします。

【野焼き禁止の例外となるもの】

※ 次の例外も周囲から苦情が出る程の焼却を行った場合は指導の対象となります。

- 1 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災等災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（※1）
- 4 農林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（※2）
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって、軽微なもの（※3）

※1 どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却

※2 ビニールシートなどの農業資材や家庭ゴミを田畑に持ち込み焼却することは禁止されています。

※3 たき火、キャンプファイヤー等を行う際の本くず等の焼却

【一部例外に該当し焼却を行う場合の注意点】

- 1 一度に大量の廃棄物を燃やさない。
- 2 消火準備を万全にする。
- 3 焼却後は必ず水をかけ完全に消火できたことを確認する。
- 4 焼却中はその場を離れず目を離さない。
- 5 乾燥時、強風時は廃棄物の焼却を行わない。

※ 注意を怠ると大規模な林野火災に発展するおそれがあります。危険を感じた場合は、迷わず 119 番通報を実施してください。

令和 7 年 3 月愛媛県今治市で発生した林野火災



写真提供 徳島県消防防災航空隊